

自然再生基本方針の見直し案に関する意見の概要及び意見に対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 イ 地域の産業と連携した取組 ほか	「農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し…」という点はもっともであるが、同時に、過去のやり方がもはや通用しなくなっている場合が多いことも理解する必要があると思う。その場合は、生物多様性の維持や自然再生のために空間や時間を限って保護地域(海域)を設定することができるように基本方針に書き込む方が良いと思う。	自然再生推進法は、地域住民、民間団体、行政機関等の多様な主体が参加し、科学的知見に基づき順応的に取り組むなど、自然再生を推進するための考え方、手順等を示した法律であり、保護地域の設定等の規制措置を意図していません。 なお、御意見に関しては、1(2)自然再生の方向性のキにおいて、「自然再生の実施に際しては、地域の実情に応じて、周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携」が必要である旨記載しているところであり、保護地域の設定を含む各種施策との連携により自然再生の推進を図ることが重要と考えます。
2	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ②及び イ 地域の多様な主体の参加と連携	自然再生に取り組む主体として、「地域」の固有な自然、文化、経済などの調和を図り、持続可能な管理を行うために、地域住民を主人公のひとりとする取組を行うことは、画期的で素晴らしい考え方であると思う。	(感想その他)
3	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ②及び イ 地域の多様な主体の参加と連携	<p>自然再生の取組を必要とする自然の中には、都市近郊ではなく、都会から遠く離れ、過疎化や高齢化が進み、限界集落を抱えるような僻地に存在するものがある。このような地域の中には、思いはあっても地域に余力がなく、自然再生を行うためには、地域社会に過重な努力を強いることになる場合がある。</p> <p>一方、現在では、都市住民が休日に自家用車等によりそのような場所にやってきて、地域住民の多大な努力により保全されている自然を当然の権利として無償で享受し、場合によっては意識的・無意識的に保全に逆行する行為を行っていき。</p> <p>僻地の地域住民の中には、自分たちが守っている素晴らしい自然を都会から来訪する者に誇る気持ちがある一方で、来訪する都市住民に対する不公平感、来訪者により同じ行為が繰り返される事への無力感をめぐうことはできない。そもそも人手が少ない地域であることから、これらの不公平感や無力感により自然再生へのモチベーションが下がれば、地域住民を主体とした自然再生事業は瞬間に頓挫することになる。</p> <p>地域住民による持続可能な利用を視野に入れた再生・保全を謳うのであれば、同じように再生され、保全された自然の恵みを享受する都市住民の責任についての記述がなければ片手落ちである。再生・保全された田舎の自然によって都市住民も恵沢を享受しており、そのためには応分の負担が必要だという概念が必要だと思うが、自然再生基本方針にはこの概念がない。検討いただきたい。</p>	御意見を踏まえ、1(2)のキその他自然再生の実施に必要な事項において、「再生された自然とふれあい、その恵沢を享受する国民ひとりひとりにおいても、自然再生の取組を理解し、協力するよう努めることも重要です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域をはじめ、広く国民全体の自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施も含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります」と修正します。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
4	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	「また、急速に進みつつある地球温暖化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要」について、「地域に固有の健全な生態系」の確保は重要であることは言うまでもないが、環境の変動に弱いことから、その環境の質が劣化しているケースが多いと思われるので、表現を改めた方がよいのではないか。	当該部分は、例えば、各地域の特性に応じて、生物多様性の豊かな地域をまとめた規模と配置で確保することなど、「環境の変動に対して適応力が高い、地域に固有の健全な生態系を確保すること」が地球温暖化による影響に幅広く対応するために重要であることを記述しています。
5	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 才 自然環境学習の推進	「学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要」について、自然再生事業が推進される地域は比較的自然環境が豊かであるため、近隣にビジターセンター、ネイチャーセンターなどの自然教育施設が設置されていることが多い。自然環境学習の推進においては社会教育施設だけでなく、そういった自然教育施設との連携も必要と考えるので、明記すべきである。また、自然教育施設には展示施設があるので、そこを活用して自然再生事業の広報も進めるべきである。	御意見を踏まえ、「そのため、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンターなどの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。」と修正します。
6	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	今回の自然再生基本方針改正案については、一般国民としては、1(1)に記述されたように、開発による農地や林地の土地利用転換、エネルギー源の化石燃料へのシフト、外来種の移入、地球温暖化等々への反省が大幅に加筆・修正がなされていることは素晴らしい。	(感想その他)
7	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ア 自然再生事業の対象及び科学的知見に基づく実施	里山の自然再生に関わる者としては、1(2)アの「自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域」や、1(2)ウ「自然の変動や攪乱が生ずることによって本来の生態系が維持される仕組みがあることを理解することも大切です」、「過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定する」など、里山の特性やその手入れの方法についての指針となる記述が加筆されたことを心強く感じている。	(感想その他)
8	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	1(1)で「社会、経済、化学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間によって有用な価値を有する」と自然環境を評価するならば、「私たちが地域ごとに有している多様な文化」の「文化」とは何かについて(例えば食文化や芸能等)に多少なりとも触れることによって、基本方針に一層の深み加わるように感じる。	御意見を踏まえ、「また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷土芸能などの多様な文化は、…」と修正します。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
9	(全般)	<p>自然再生推進法による19事業のほとんどが国有地などの公有地であることを率直にみれば、現在のところ自然再生推進法が里山などの国民に身近な自然の再生に必ずしも有効であるとはいえない状況にあると考える。今ひとつ踏み込んだ基本方針の見直しをいただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1(2)自然再生の方向性のキにおいて、「地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地を含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間団体などの活動の支援が重要となっています」と追加します。</p>
10	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 キ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>1(2)キ等で土地所有者について言及はしているが、これでは不十分と思う。特に里山の自然再生については、民有地が多くその所有権も複雑に入り組んでいるため、活動に困難が伴うという現実がある。土地所有者に、開発を目的としない自然再生に限って、第三者の所有地への介入を許容させるなど、そろそろデュープロセスの強化による保全活動の制度的位置づけを図るべきと思う(もちろん、同時に土地所有者にも減税などのメリットを与える必要もあると思う)。</p>	<p>自然再生推進法は、土地所有者を含む、地域住民、民間団体、行政機関等の多様な主体が参加して失われた自然の再生を進めるべきことなど、自然再生を推進するための考え方、手順等を示した法律であり、自然再生協議会の中で、土地所有者と自然再生活動に携わる者がその活動内容等について合意形成を図り、具体的な取組を進めることが必要と考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、1(2)自然再生の方向性のキにおいて、「地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地を含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間団体などの活動の支援が重要となっています」と追加します。</p> <p>なお、所有者のメリットに関しては、保安林制度、緑地保全制度において税制の優遇措置が講じられているところであり、これら制度の活用なども念頭において自然再生の取組を進めることが重要と考えます。</p>
11	(全般)	<p>自然再生基本方針の見直し案において、自然再生の目標設定、実行、検証を通じて、科学的な過程の重要性が強調されていることはよいことである。</p>	(感想その他)
12	<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (6)全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p>	<p>文字通りの全国的、広域的な視点に基づく取組の推進であり、既存の国立公園とか国定公園に特化・限定した視点でないことが必要である。</p>	<p>自然再生推進法は、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などの自然環境の保全・再生等を進めるための法律であり、自然再生の対象を国立・国定公園に限定するものではありません。御意見については、今後の自然再生の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項 (2) 全体構想の内容</p>	<p>「事業の対象とする自然の悪化を招いた原因を、当面計画する事業では解決できないものも含めて科学的に整理し、事業によってどの問題をどこまで解決しようとしているかを示す。」という内容を含めることを提案する。</p> <p>当面実施を計画する事業では解決できない問題については、その存在すら明示されない場合があるかもしれない。しかし、問題の全体像を明示することは事業の位置づけを明確にする上で欠かせない。</p>	<p>御意見を踏まえ、1(2)ウ科学的知見に基づく実施において、「自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施すべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、」と修正します。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
14	<p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項</p> <p>(2) 全体構想の内容</p>	<p>「役割分担等を定める」という内容は、全体構想ではなく、実施計画の内容とすることを提案する。全体構想を決める段階では、事業の具体的な内容が不明瞭な場合が多く、特に一般個人の参加者の場合、役割分担を定めることは現実的ではない。事業の内容を早い段階で限定してしまい、以降の議論を硬直化させる心配もある。</p>	<p>自然再生全体構想は、地域の自然再生の全体的方向性を長期的な観点から示すことを目的に、協議会に参加する多様な主体の合意形成により作成されるものです。</p> <p>全体構想の作成に当たり、各主体の役割分担について議論を行い、構想に明記することは、その後の自然再生の取組について、実効性を担保する一助になると考えています。また、作成された全体構想については、状況の変化等必要に応じて見直すことも可能となっております。</p> <p>このため、引き続き、全体構想において各主体の役割分担を定めることとします。</p>
15	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(1) わが国の自然環境を取り巻く状況</p>	<p>自然再生法は、かつての開発至上主義から転換して、かつ、人間の手によって破壊された自然を積極的に復元しようとする画期的な法律として高く評価している。この法律に基づいて19もの事業が、多くの主体の参加を得て進んでいることを喜ばしく思う。</p> <p>特にその中で、多くの主体の参加の元、科学的知見の裏付けの元に着実に進められているシステム(上意下達的に進められていない点)が、旧来の公共事業と一線を画したすばらしいものであると思う。</p>	<p>(感想その他)</p>
16	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p>	<p>法施行5年を経て、いくつかの課題があると思う。「自然再生」という目的に照らして、本法律が機能不全に陥っている点があると思う。</p> <p>具体的には、国有地など公有の土地における自然再生に限った法や基本方針であるならば、いずれも有効に機能しているが、民有地をも含めた自然再生の一般法としては十分機能していないと考える。</p>	<p>自然再生推進法は公有地のみならず、民有地も対象とした法律ですが、自然再生推進法はあくまで、自然再生を推進するための考え方や手順を示した法律であり、実際の取組に当たっては、農地法や森林法などの関係法令や諸施策との連携を図りつつ実施することが必要です。</p> <p>なお、民有地における自然再生の取組については、御意見を踏まえ、1(2)キその他自然再生の実施に必要な事項において、「地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間団体などの活動の支援が重要となっております」と追加します。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
17	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>イ 地域の多様な主体の参加と連携、キ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>1(2)イあるいはキにおいて「土地の所有者」についての位置づけが不十分と考える。重要なフィールドについては「自然再生」に対して、所有者にも一定の責務、すなわち(所有権を侵すものではないが)、間伐などの整備や歩道を作ることや人の立ち入りを許容するなどの協力の責務があることを明記すべき。</p> <p>また、二次的自然については、所有者にも維持管理の役割があると考えられ、放置されることによって不法投棄等の弊害をもたらしている。所有者の意志に反して義務や制限を課することが困難であることは承知しているが、制限や努力義務を課すとすれば、例えば助成金、税の減免等のメリットが必要である。場合によっては買い上げやトラスト的な誘導策を講じる必要がある。本法が民有地を含めた自然再生の一般法であるのならば、そうしたことも「検討する」ことを基本方針に明記すべき。</p>	<p>土地所有者の位置づけについては、御意見を踏まえ、1(2)イ地域の多様な主体の参加と連携において、「自然再生事業の実施に当たっては、……関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等多様な主体が参加・連携し、」と修正します。</p> <p>また、民有地における自然再生の取り組みについては、御意見を踏まえ、1(2)キその他自然再生の実施に必要な事項において、「地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間団体などの活動の支援が重要となっています」と追加します。</p> <p>なお、所有者への義務・メリットに関しては、保安林制度、緑地保全制度において税制の優遇措置が講じられているところであり、これら制度の活用なども念頭において自然再生の取組を進めることが重要と考えます。</p>
18	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>イ 地域の多様な主体の参加と連携、キ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>里山の所有関係については、地籍の混乱という深刻な問題がある。どこが誰の土地であるかわからない故に、結局その他地域全体が放置され、荒れていくという実態がある。この点についても、その解決が検討課題であり、「検討する」ことを明記する必要がある。</p>	<p>自然再生推進法は、土地所有者を含む、地域住民、民間団体、行政機関等の多様な主体が参加して失われた自然の再生を進めるべきことなど、自然再生を推進するための考え方、手順等を示した法律であり、土地所有関係に起因する問題については、関係施策と連携して対処すべき課題と考えています。</p> <p>基本方針においては、1(2)自然再生の方向性のキにおいて、「周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めること」が必要である旨記載しています。</p>
19	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>イ 地域の多様な主体の参加と連携、キ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>里山を念頭に置くと、川や湿地の再生とは異なり「二次的な自然の再生」においては「再生後に」相当程度の継続的な維持管理が必要である。このことは(1)ウ等に散見されるが、より明確に記載すべきと考える。また、そのための担い手となる団体や森林組合などの支援策についても記述すべき。</p>	<p>御意見については、1(2)自然再生の方向性のカにおいても、持続的な維持管理活動の必要性について記載しているところです。</p> <p>また、担い手に対する支援策については、既に農林水産省等において各種助成制度が措置されており、こうした助成制度の活用を念頭に取組を進めることが重要と考えます。</p>
20	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>ウ 科学的知見に基づく実施</p>	<p>「自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施すべきであり」とあるが、科学的知見について基準や参考となる指針が必要になると考える。また、「自然環境が損なわれた原因を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど」とあるが、どのような方法で行えば科学的に明らかなのかを教えて欲しい。</p>	<p>自然再生の取組が開始されて5年程度であり、また、多様な生態系が対象となることから、現時点において、「基準」や「指針」を作成するまでには至ってません。また、科学的な方法については、各自然再生協議会には、自然環境に関して専門的知識を有する者が参加しているところであり、こうした専門家の意見を伺いつつ、対象となる生態系の現状に照らして最適な方法が選択されるべきと考えます。</p> <p>5(2)調査研究の推進、及び(3)情報の収集と提供において記載しているところ、国及び地方公共団体においては、今後とも自然再生に関する調査研究の推進、取組事例等の情報の収集提供に努めたいと考えます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
21	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施	「火入れや池さらいなどの実施が自然の攪乱の代替として、生物多様性の維持に必須であるなど」について、人工的な攪乱(土地)を行うことは植物の多様性には極めて有効な手法と考えます。しかしその土地(例えば湿原など)では攪乱すれば低茎植物が生え、その後1年も経過すれば順次高茎植物群落へと遷移していく。この場合、植物の多様性は生物多様性の基本と考えますが、高茎植物が繁茂すればCO2の吸収力も多くなると考える。毎年維持管理のために高茎植物の草刈を年に何回も行うのが多様性の維持になるのか考えさせられる。	ここでは、生物多様性の維持に、火入れや池さらいなどの実施が自然攪乱の代替として有効であることについて記載したところです。 御意見については、今後の自然再生の推進に当たり参考とさせていただきますが、どのような自然環境を自然再生の目標とするかは、対象地の状況や科学的検討、持続可能性等を踏まえて検討すべきものと考えます。
22	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	「また、薪炭材や落葉の利用、採草など、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境についても、エネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進んだ結果、人為の働きかけが縮小撤退し、不適切な農薬・化学肥料の使用や……」と現行の内容を具体化して記載しているが、逆に分かりにくくなっている。文面を現行に戻して欲しい。また、食の安全・安心が叫ばれている日本において、各種法制度もある中で「不適切な農薬・化学肥料の使用」という表現は避けるべきと考える。	当該部分については、自然環境が改変されてきた時代背景を客観的かつ丁寧に記述したものです。
23	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	「様々な人間活動、人為の影響」は重複しているので、単に人間活動か人為の影響だけでよいのではないか。	「人間活動」は、種や生態系に対して、直接的に加えられる負の影響をもたらすものを主眼においており、「人為の影響」は、直接的な負の影響のほか、大気、水、土壌等の基盤環境の変化や生物間の相互関係の変化を通じた影響をも含むことを意図しています。
24	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	「土地利用の転換圧力が強い都市地域」は文章を読み返さないと理解できない。単に「自然を失いかけている都市地域」などの表現でも良いのではないか。	御意見のように、「自然を失いかけている都市」とした場合、失うこととなった要因が不明瞭となるため、原文どおりとします。
25	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	「環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要」とあるが、この文章では、「適応力が弱いながらも地域固有の生態系は重要でない」との意味にもとれる。むしろ重要なのは、地域固有の弱い生態系のはずである。	当該部分は、例えば、各地域の特性に応じて、生物多様性の豊かな地域をまとめた規模と配置で確保することなど、「環境の変動に対して適応力が高い、地域に固有の健全な生態系を確保すること」が地球温暖化による影響に幅広く対応するために重要であることを記述しています。
26	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	「保全に寄与することを旨とすべきこと」は表現が古い。「保全に寄与すべきこと」で良いのではないか。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
27	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性	「劣化要因とその複合的作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で」は、極めて複雑な表現となっている。単純に「劣化した現状と原因などを十分把握した上で」等の表現にすべきではないか。	当該部分については、「劣化要因が複合的に作用し、その結果、劣化が生じるというプロセス」を把握することも意図しており、原文どおりとします。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
28	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ア 自然再生事業の対象	損なわれた生態系という意味では、都市地域が最も大きい。「陸域の森林、里山、里地、陸水域の河川、湖沼、湿原、海域の干潟、藻場、サンゴ礁など」の中に都市も入れるべき。	該当部分においては、過去に損なわれ、取り戻す対象としての生態系の種類を例示しています。「都市」という用語は地域的概念や、土地利用の側面から主に使用されているため、ここには列記していません。 なお、都市における取組の重要性については、ご意見の通りで、それに続く文章において、「大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為」として記載しています。
29	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施	「自然再生の必要性の検証を行うとともに」の「自然再生」は、「自然再生事業」とすべき。自然再生の必要性は検証する必要はなく、問題は事業として実施すべきか否かを検討すべき。	自然再生推進法における自然再生の取組は、地域の多様な者が参加した協議会において、自然再生事業実施計画のほか、全体構想の作成などの自然再生に関連する活動を含み合意形成がなされることから、自然再生事業に限定せずに、「自然再生」として記述しています。
30	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施	「火入れや池さらいなどの実施が自然の攪乱の代替として」とあるが、自然を攪乱する手法として、「火入れ」は効果的な意味もあるが、「池さらい」は同列の扱いにならない。	攪乱は、生態系レベルの構造、組成、機能などに影響を及ぼす破壊的作用を指しており、「池さらい」も自然を攪乱する手法の一つであると考えます。
31	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 オ 自然環境学習の推進	「科学的知見に基づいて実施される自然再生は」の「自然再生」は、「自然再生事業」ではないか。	自然再生推進法における自然再生の取組は、協議会において、科学的な知見に基づいて、自然再生事業実施計画の作成のほか、全体構想の作成などの自然再生に関連する活動等を含み合意形成がなされることから、自然再生事業に限定せずに、「自然再生」として記述しています。
32	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 オ 自然環境学習の推進	「家庭、学校、地域、企業などにおける」については、行政なども含め「職場」とする方が、広がりを持ち、一般的な表現と思える。「家庭、学校、地域、職場などにおける」とできないか。	御意見のとおり修正します。
33	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 カ 地域の産業と連携した取組	「漁具の選定や漁期の設定」については、農業、林業と比較するとあまりにも具体的な記載であり、これらは漁業権の制限条件にも及ぶ内容となるので、ここでは「操業」という一般的表現が良いのではないか。	御意見にありました「漁具の選定や漁期の設定」との表現は、地域の環境と調和のとれた水産業の推進の手法としてわかり易い例を挙げることも必要と考え、記載しています。
34	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 キ その他自然再生の実施に必要な事項	「自然再生の実施に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意形成を図るとともに、」の「自然再生」は、「自然再生事業」とすべきではないか。	地域の協議会での合意形成の中には、自然再生事業実施計画のほか、全体構想の作成などの自然再生に関連する活動等を含むことから、自然再生事業に限定せずに、「自然再生」として記述しています。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
35	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 キ その他自然再生の実施に必要な事項	「多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全」について、炭素が重複して記載されているので、「泥炭や土壌に貯蔵している」とするか、「炭素を泥炭や土壌に貯蔵している」という表現を検討すべき。	正確な表現とするため、前段部分と後段部分に「炭素」は不可欠と考えます。
36	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (5)協議会の支援	「全体構想、実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに」とあるが、これでは事後報告となり、行政側の事前の指導などが困難となる。「全体構想、実施計画を作成するときは・・・」とならないか。	全体構想や実施計画は、協議会における検討を経て作成されます。協議会には国、地方公共団体も構成員として参画し、必要な助言、指導等は全体構想案や実施計画案の作成段階においてもなされることとなります。また、協議会の組織化以降、主務大臣等に技術的支援その他の必要な協力を求めることが可能です。このため、原文のとおりとします。
37	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (6)全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	「国は、各地域の特性を活かした取り組みとともに、・・・全国的、広域的な視点に立った取り組みの計画的な推進に努めること」とあるが、「国は」を「国は地方公共団体と協力し・・・」等の内容にならないか。	全国的かつ広域的な視点に立った取組を推進する上では、国土全域に亘る検討を行う必要があり、国が積極的に関与する必要があると考えます。広域的な観点からの取組への地方公共団体の関与の重要性については、次の段落に記述しています。御意見については、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。
38	(全般)	「自然再生」と「自然再生事業」の言葉使いが一般的に曖昧となっている。	自然再生推進法における自然再生の取組は、地域の多様な者が参加した協議会において、自然再生事業実施計画の作成のほか、全体構想の作成などの自然再生に関連する活動等を含み合意形成がなされます。このことから、「自然再生事業」と「自然再生」を使い分けています。
39	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	全体的に経済活動の変化や工業化など、我々の生活の変化に原因があるという表現です。確かにそのとおりですが、それだけでなく、戦後の国の農業(林業)行政、環境行政、間接的には教育行政の方向にも大きな原因があったと思う。これから国、地方公共団体、様々な団体、そして国民一人一人も巻き込んで自然再生に取り組みなければならない今の状況で、国としての基本方針を立てる前提には、我々も反省するべきところは認めるべきですが、今まで国を率いてきた行政としての科学的な根拠に基づく謙虚な反省の一文も必要と思う。	該当部分については、自然環境が改変されてきた背景を客観的かつ丁寧に記述したものです。御意見は今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。
40	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 才 自然環境学習の推進	「・・・原体験としての自然体験や保全活動への参画が必要」とあるが、自然体験のプログラムをつくり、ルールをつくる以前に、子どもが自由な時間をたくさん持つことができ、普段から当たり前のように外で遊ぶことができることが大切だと思う。どうしたら子どもが自由な時間をもてるのか、子どもに何を与え、何を上げるかを考えなければ、プログラムされた自然体験で、環境教育になると思えません。	自然環境学習の推進に当たっては、文部科学省をはじめ、関係各省における施策連携の中で対応することが必要と考えております。御意見は今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
41	4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項 (2) 人材の育成	「自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ」を「自然環境学習の円滑な推進のため、教育現場、NPO等との連携を図りつつ」とすべき。専門科目に関わらず、教師は、自然を見る目、自然への感覚を養う環境教育を必要とすると考えます。また、行政は最近、何かとボランティアに言及しがちであるが、ボランティアはあくまでボランティアである。力を必要とするのはわかるが、前面に明記するのかがいかかと思う。	御意見を踏まえ、「自然環境学習の円滑な推進のため、NPOやボランティア等との連携を図り…」と修正します。また、教育現場との連携については、1(2)オ自然環境学習の推進において、「持続可能な社会の実現に向けた担い手づくりを進めるための学習の仕組みを教育の各場面に取り入れるとともに、」と追加します。
42	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議	学習・研究の推進を掲げているのだから、環境省、農林水産省、国土交通省に、文部科学省(できれば経済産業省)も加わって欲しい。	文部科学省については、自然再生推進会議の構成員であり、自然再生専門家会議にも参加しています。
43	(全般)	自然再生には、今まで自然を壊してきた時間の何倍もの時間がかかると思う。時間をかけた人材の育成を土台として、また、この自然再生基本方針を基に、再生の実現がなされることを望み、私も、今生きている地球の住民として、自然の再生に向けて何らかの貢献ができればよいと思う。	(感想その他)
44	(全般)	本年6月6日に生物多様性基本法が施行された。同法は自然再生推進法の上位法となる。法体系が変わり、また、基本法には自然再生推進法及び基本方針の要素となる条項も多数ある。従って、「はじめに」として、基本法が施行されたこと、自然再生や科学的な知見の充実、順応的な管理、市民参加など明記されたことを記述すべき。	御意見を踏まえ、1(1)わが国の自然環境を取り巻く状況において、自然再生の実施に際しては、第三次生物多様性国家戦略や生物多様性基本法を基本として取り組む必要がある旨追加します。
45	(全般)	基本方針の全体構成がわかりやすくなるため、目次を加えること。	御意見を踏まえ、「目次」を追加します。
46	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	「これらに加えて、国境を越えた人や物の…導入された外来種が増加し…」とあるが、外来種ではなく「外来生物」が適切である。遺伝子組み換え生物なども含んだ意味として「外来生物」を使うべきである。	該当部分は、第3次生物多様性国家戦略の「第3の危機」について記載しています。 なお、文章表現の適正化を図るため、「加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴い、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、…」と修正します。
47	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施	「特に、火入れや池さらいなどの…」を「特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの…」と修正すべき。 火入れや池さらいなど地域的に有効な場所もあるが、どこでも可能であるようなとらえ方がされないようにすべき。また、池さらいによる外来生物の拡大も可能性として拭いきれないので注意が必要である。	御意見のとおり修正します。
48	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 オ 自然環境学習の推進	生物の多様性に関する学習は、生物多様性基本法においても学校教育や社会教育の重要性が明記されており、その旨、自然再生推進法についても記述すべきである。	御意見のとおり、生物多様性基本法において、学校教育や社会教育の重要性が明記されたことに鑑み、1(2)オ自然環境学習の推進において、記述を追加したところです。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
49	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (6)全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	<p>タイトルを「全国的、広域的、国際的な視点に基づく取組の推進」とすべき。</p> <p>諸外国の先進事例も学習する必要がある。従って、国土のグランドデザインや国土レベルの生物多様性の視点のみならず、近隣諸国や諸外国の先進事例を学習することも重要である。また、2010年が国際生物多様性年であり、同年に生物多様性条約締約国会議が開催されることも考慮に入れた記述にすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のグランドデザインを考慮し、・・・」と修正します。</p>
50	(全般)	内容が格段とよくなった。	(感想その他)
51	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	<p>自然災害と利便性の話題が混在しているため、文章構成が不明瞭で内容が解り難い。また、「一方」の重複が内容をさらに複雑にしている。文節を整理すれば一般の方でも理解し易い内容となる。</p> <p>(修正案) 「わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。しかしその一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性は向上してきました。しかしその反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。」</p>	<p>御意見を踏まえ、「わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。」と修正します。</p>
52	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況	<p>一文が長く解り難い。原因と結果を明確にして文節を整理すればすっきりした表現になる。</p> <p>(修正案) 「また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為的な働きかけによって自然が維持されてきた里山里地等においてもエネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、不適切な農業・化学肥料の使用や経済性や効率性を優先した基盤整備の進行とあいまって、人と自然の相互作用により形成された二次的な自然環境における特有な生態系の質も変化してきました。」</p>	<p>御意見を踏まえ、「また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においてもエネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、不適切な農業・化学肥料の使用や経済性や効率性を優先した基盤整備の進行とあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。」と修正します。</p>
53	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 力 地域の産業と連携した取組	<p>一文が長いので、意図が伝わり難い。</p> <p>(修正案) 「自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが必要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。そのことを踏まえつつ、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を、自然再生事業に関連させて関係者の合意を得ながら推進することが必要です。」</p>	<p>御意見を踏まえ、「自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが必要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが必要です。」と修正します。</p>